

やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）の規定に基づき実施するやまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、交付等要綱第3第1項第1号の農山漁村発イノベーション対策のうち、同要綱別表1の区分の欄の(1)のイの(ア)に規定する農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）の円滑な実施を目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

(補助金の交付対象等)

第3条 知事は、事業実施主体が交付等要綱等に基づいて行う事業に対し、市町村が補助する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、市町村に交付するものとし、交付対象経費及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

2 市町村長は、交付等要綱別表1の区分の欄に掲げられている各事業に係る経費相互間の流用をしてはならない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、知事が別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする市町村長は、前項の規定による交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 補助事業の着手（機械の発注を含む。）は、原則として、第6条の規定により知事から補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手する必要がある場合には、市町村長は、交付決定前着手届（様式第2号）を知事に提出するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村長は、補助事業に要する経費の配分（補助金額の増額及び減額を伴う変更を含む）又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること（別表に定める軽微な変更は除く。）。
- (2) 市町村長は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事業遅延の届出書（様式第5号）を知事に提出し、その指示を受けること。
- (4) 市町村長は、事業実施主体が補助事業遂行のために売買、請負その他の契約をする場合、適正な契約手続を確保する上で必要な指導を行うこと。また、市町村長は、当該契約に係る入札等終了後、速やかにその結果を入札結果報告書（様式第6号）により、知事に報告すること。

（補助金の交付決定）

- 第6条 知事は、第4条第1項の規定による交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等実施の上、補助金を交付すべきものと認めるものについて、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第7号）により、市町村長に対しその旨を通知するものとする。
- 2 知事は、第4条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
 - 3 知事は、第4条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助金の交付方法）

- 第7条 補助金の交付は、精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合には、概算払により交付することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（遂行状況報告）

- 第8条 市町村長は、第6条の規定による交付決定のあった年度の12月末日現在において、事業遂行状況報告書（様式第9号）を作成し、翌月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、前条第2項の規定により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項の規定のほか、知事は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、市町村長に対して補助事業の遂行状況の報告を求めることができる。

（実績報告）

- 第9条 市町村長は、補助事業が完了したとき（第5条第1項第2号による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から、1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、補助事業の実施中に国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月15日までに年度終了実績報告書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。
- 3 第4条第2項のただし書の規定により交付の申請をした市町村長は、第1項の実績報告書を提出する時点で補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4条第2項のただし書の規定により交付の申請をした市町村長は、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第12号）により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合も、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第10条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

- 2 知事は、市町村長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 市町村長は、前項の返還が命じられた日から20日（市町村長が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合は90日）以内に補助金を返還するものとし、期限内に返還ができない場合は、未納の金額につきその未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を収めるものとする。

（額の再確定）

第11条 市町村長は、前条第1項の規定による額の確定通知を受けた後、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し、改めて第9条第1項の規定による報告を行うものとする。

- 2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けたときは、改めて実績報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等を実施し、当該実績報告書等に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。この場合においては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

（交付決定の取消又は変更）

第12条 知事は、第5条第1項第2号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる事項が明らかになった場合には、第6条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 市町村長が、補助事業の実施に当たって法令若しくは本要綱の規定又はそれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反したこと。

(2) 市町村長が、補助金を補助事業以外の用途に使用したこと。

(3) 市町村長が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をしたこと。

(4) 交付決定後生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったこと。

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第4号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第10条第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

第13条 市町村長は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 知事は、市町村長が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれる場合は、その収入の全部又は一部を知事に納付させることができる。

(財産の処分の制限等)

第14条 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号の農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

2 市町村長は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）中に、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

3 補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第4条第1項の規定により提出された交付申請書に記載してあ

る場合は、第6条の規定による交付決定通知をもって、次の条件により知事の承認を受けたものとみなす。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
 - (2) 本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 5 第2項及び第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付することを条件とする。
- 6 市町村長は、第2項及び第3項の承認を受けようとする場合は、財産処分等承認申請書（様式第13号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（収益納付）

- 第15条 市町村長は、補助事業が完了した日から起算して5年が経過する日までに、補助事業の実施によって相当の収益が生じた場合には、収益報告書（様式第14号）により、各決算期の終了後（半年決算の事業者にあつては、下半期の決算の終了後）一月以内に、知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による報告があつた場合は、当該収益の一部又は全部を県に納付させることができる。
- 3 納付すべき収益の額は、原則として毎年度生ずる収益の取得までに交付された補助金額をそれまでに補助対象事業に関連して支出された経費の総額で除した値に、当該収益の額を乗じた額とする。ただし、その上限は、交付された補助金の総額から、補助金に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とする。

（補助金の経理）

- 第16条 市町村長は、補助事業について、ほかの経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載する帳簿を備え、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 市町村長は、前項の収入及び支出の内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 市町村長は、取得財産等について、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳（様式第15号）その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び第17条に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

- 第17条 市町村長は、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、補助金調書（様式第16号）を作成しておかなければならない。

（補助金交付に係る市町村長の義務等）

- 第18条 市町村長は、事業実施主体が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

(書類の提出)

第19条 本要綱により市町村長が提出する書類は、農務事務所に提出するものとする。

(その他)

第20条 本要綱に定めるもののほか、本要綱の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月7日から施行する。

【 別 表 】

区 分	交付対象経費	補 助 率	軽微な変更
<p>農山漁村発イノベーション対策のうち 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）</p>	<p>実施要領別記２－３別表に規定する下記１から３の整備事業に要する経費</p> <p>１ 農林水産物等の加工、流通、販売等のために必要な施設</p> <p>２ 総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等</p> <p>３ 食品等の加工・販売のために必要な施設</p>	<p>定額（３／１０以内（実施要領別記２－３の第３の３の（１）ただし書きに掲げる事業にあつては、１／２以内）</p> <p>ただし、事業実施主体に補助する補助金の額は実施要領別記２－３の第３の３の（２）に定める方法により算定された額）</p>	<p>１ 事業費の２０％を超えない増減</p> <p>２ 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わないもの</p>

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

〇〇 年度やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 交付申請額 金 円
- 4 添付書類
 - (1) 別紙1
 - (2) 事業実施計画書（実施要領別記2－3別紙様式第1号の写し）
 - (3) その他必要な書類

（注）本様式における押印は省略可能。

別紙 1

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

1 やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	交付対象 事業費 (A)= (B)+(C)+(D) +(E)	負 担 区 分			補助金 (E)	備 考
			自己資金 (B)	地方公共団体等による助 成金			
			うち 貸付金	市町村費 (C)	その他 (D)		
	農山漁村発イノベーション 対策のうち 農山漁村発イノベーション 整備事業（産業支援型）		円	円	円	円	
合 計	事業費						
	計						

- (注) 1 「事業概要」「交付対象事業費」「負担区分」の欄は、市町村全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「除税額〇〇〇円」）を記入すること。
 3 整備事業を行うに当たって、補助金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について制度資金による融資を受ける場合において、交付申請と併せて当該担保に供することを知事に承認申請する場合は、「融資該当有」と記入の上、下表を作成し、添付すること。
 4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

(表)

事業概要	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度資金に限る)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
	○金融公庫	○○資金	○○○○円	○年	
	○農協	○○資金	○○○○円	○年	

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	交付対象 事業費 (A)= (B)+(C)+(D)+(E) 円	負 担 区 分				備 考
		自己資金 (B) うち 貸付 金	地方公共団体等による助成金 市町村 (C)	その他 (D)	補助金 (E)	
農山漁村発イノベーション対策のうち 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）			円	円	円	
合 計						

Ⅳ 事業完了予定 年 月 日

Ⅴ 収支予算

1 収入の部

区 分	本年度予算額 円	比較増減		備 考
		増 円	減 円	
1 補助金				
2 その他				
合 計				

2 支出の部

区 分	本年度予算額 円	比較増減		備 考
		増 円	減 円	
農山漁村発イノベーション対策のうち 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）				
合 計				

Ⅵ 添付書類

市町村の本補助金の交付に関する規定又は要綱

VI 精算額及び支払方法（実績報告のみ記載）

1 精算額 金 円(③)

内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	精 算 額 ①－②＝③	備考
円	円	円	

2 支払方法

口座振替	金融機関名	本店 ・ 支店		
	預金種別	当座 ・ 普通	口座番号	
	口座名義			
	名義人住所			

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

〇〇 年度やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金交付決定前着手届

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で交付申請したこのことについて、次の理由により補助金交付決定前に事業に着手したいため、やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金交付要綱第4条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 交付決定前に着手する理由

2 交付決定前に着手する内容

区 分	事業実施 主体	事 業 費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	備 考
農山漁村発イノベーション対策のうち 農山漁村発イノベーション整備事業 (産業支援型)		円			

4 届出に関する承諾事項

- ① 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変を含むあらゆる事由によって事業に損失を生じた場合であっても、当該損失は事業実施主体が負担すること。
- ② 交付決定を受けた補助金の金額が、交付申請額又は交付申請予定額に満たない場合、そのことをもって異議を申し立てないこと。
- ③ 着手した後は、交付決定を受けるまでは事業実施計画の変更を行わないこと。

(注) 本様式における押印は省略可能。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

〇〇 年度やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金
計画変更承認申請書

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業の内容及び経費の配分を変更し、金 円の追加交付（減額承認）を受けたいので、やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

別紙のとおり

※ 別紙は、様式第1号の別紙1を用いて変更箇所は二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載する。

※ 本様式における押印は省略可能。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

〇〇 年度やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金
計画中止（廃止）承認申請書

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業を中止（廃止）したいので、やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金交付要綱第5条第1項第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

中止（廃止）の理由

- ※ 中止（廃止）に係る参考資料がある場合は、当該資料を添付すること。
- ※ 本様式における押印は省略可能。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

〇〇 年度やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金事業遅延の届出書

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるため、やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金交付要綱第5条第1項第3号の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 事業実施主体
- 2 事業遅延の理由
- 3 事業完了予定日
- 4 事業実施状況

区 分	事業費		〇月末出来高		進捗率 (B/A)	備 考
	事業に 要する経費 (A) (円)	補助金 (円)	事業費 (B) (円)	補助金 (円)		
農山漁村発イ ノベーション 対策のうち 農山漁村発イ ノベーション 整備事業（産 業支援型）	円	円	円	円	%	

（注）本様式における押印は省略可能。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

〇〇 年度やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金に係る入札結果報告書

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で交付決定のあった（〇〇 年 月 日付け〇〇第号で交付決定前着手を提出した）このことについて、次のとおり補助事業遂行に係る入札等を実施しましたので、やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金交付要綱第5条第1項第4号の規定によりその結果を報告します。

事業実施主体		
契約の名称		
施工方法	直営施工・請負施工・委託施工・代行施工	
契約方法	一般競争入札・指名競争入札・随意契約	
入札公告年月日	年 月 日	
入札執行年月日	年 月 日	
入札予定価格（税抜）	円	
入札参加業者社及び 入札価格（税抜）		円
		円
		円
		円
入札執行回数	回	
落札業者名		
契約価格（税込）	円（うち消費税及び地方消費税額 円）	
契約年月日	年 月 日	
履行場所		
完了予定年月日	年 月 日	
入札結果等の公表方法		

(注) 1 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。

2 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投げられた価格を記入する（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする。）。

3 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。

4 「契約方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。

5 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法を記入する。

6 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理する。

7 本様式における押印は省略可能。

番 号
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

〇〇 年度やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金
交付決定通知書

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で申請のあったこのことについては、やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することを決定しました。

1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

3 補助金の交付条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 事業費の20%を超えない増減

イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）中に、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事の承認を受けたものとみなす。

- ①担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
- ②本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

4 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき。
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

6 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は〇〇年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

7 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

8 取得財産等について、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳（様式第15号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

〇〇 年度第〇四半期やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金
概算払請求書

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で交付決定のあったこのことについて、やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり請求します。

記

1 概算払請求額 金 円

〇〇年〇月〇日現在

区分	交付対象事業費	(A) 補助金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
農山漁村発イノベーション対策のうち 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

- ※ 補助金により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
- ※ 補助金の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

2 概算払請求の理由

3 支払方法

口座振替	金融機関名	本店 ・ 支店		
	預金種別	当座 ・ 普通	口座番号	
	口座名義			
	名義人住所			

※本様式における押印は省略可能。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

〇〇 年度やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金
事業遂行状況報告書

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で交付決定のあったこのことについて、やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のおり報告します。

記

事業遂行状況

区 分	交付対象 事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに完 了したもの		〇年〇月〇日以降に実 施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
農山漁村発イノ ベーション対策 のうち 農山漁村発イノ ベーション整備 事業（産業支援 型）	円	円	%	円		

※区分の欄は、別表の区分を記載する。

※事業費の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業の実施に伴い支払が見込まれる額）を記載すること。

※本様式における押印は省略可能。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

〇〇 年度やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金
事業実績報告書

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で交付決定のあったこのことについて、次のとおり事業を完了したので、やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により報告します。

記

1 補助金の額 金 円

2 補助事業の内容
別紙1のとおり

※ 別紙1は、様式第1号の別紙1を用いて変更箇所は二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載する。

※ 添付書類については、支払い経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

また、以下の資料を添付すること。

(1) 財産管理台帳の写し

(2) 貸付機関が発行する融資証明書、出資証明書、その他の融資が確実に行われていることを証明する書類

(3) 事業実績内訳明細書

事業実施主体への交付を完了した年月日を、本様式に加筆すること。なお、複数の事業実施主体へ交付を行った場合は、最終の交付年月日を加筆すること。

(4) 様式第13号

実績報告書の提出時に、消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は同税額がない場合

※ 本様式における押印は省略可能。

事業実績内訳明細書

交付先	施設等区分	交付対象 事業費 (A)=(B)+(C)+(D) +(E)	負担区分				備考
			自己資金		地方公共団体等による助成金		
			(B)	うち貸付金	市町村 (C)	その他 (D)	
		円		円	円	円	
合	計						

- 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入すること。
- 2 施設等区分の欄は、実施要領別記2-3別表に定める交付対象事業を記入すること。
- 3 備考の欄は、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に「減額した金額〇〇〇円」の合計額を記入すること。
- 4 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

〇〇 年度やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金
年度終了実績報告書

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で交付決定のあったこのことについて、やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、次とおり報告します。

記

1 事業遂行状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施	
	補助事業に要する経費 (A)	補助金 (円)	(A) のうち年度内支出済額 (円)	概算払受入済額 (円)	(A) のうち未支出額 (円)	翌年度繰越額 (円)
翌年度繰越分	円	円	円	円	円	円
年度内完了分	円	円	円	円	円	円
合計						

2 事業完了予定日 年 月 日

(注) 本様式における押印は省略可能。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

〇〇 年度やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額報告書

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で交付決定のあったこのことについて、やまなし農山漁村
発イノベーション整備事業費補助金交付要綱第 9 条第 4 項の規定により報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の補助金の額の確定額
（〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、市区町村別、事業実施主体別の内訳資料及び以下の資料を添付すること。なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税確定申告書付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を事業実施主体ごとに記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
・免税事業者の場合は、補助金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注) 本様式における押印は省略可能。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金財産処分等承認申請書

〇〇 年度やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分等したいので、同補助金交付要綱第14条第6項の規定により申請します。

記

- 1 処分等しようとする財産の明細
- 2 処分等の内容
- 3 処分等しようとする理由

※ その他参考となる資料を添付すること。

（注）本様式における押印は省略可能。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

〇〇 年度やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金収益報告書

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で交付決定のあったこのことについて、次のとおり収益が生じたので、やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定により報告します。

記

1 事業実施主体

2 収益状況

区 分	補助金交付額	交付対象経費	事業に係る 収益額	備 考
農山漁村発イノベーション対策のうち 農山漁村発イノベーション整備事業 (産業支援型)	円	円	円	

※ 根拠資料を添付すること。

(注) 本様式における押印は省略可能。

様式第15号（第16条第3項関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度		〇〇 年度		やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金 (農林水産省所管農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）)											
事業の内容				工期			経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要
事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	しゅん功 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
							国費	都道府県 費	市町村費	その他					
						円	円	円	円	円					
計															
合計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

様式第16号（第17条関係）

〇〇 年度
農林水産省所管

〇〇 年度やまなし農山漁村発イノベーション整備事業費補助金調書

県			市町村名										備考
事業名	交付決定の額	交付率	歳入			歳出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫交付金相当額	支出済額	うち国庫交付金相当額	翌年度繰越額	うち国庫交付金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 1 事業名欄には、事業の名称のほか、当該事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、補助金事業名欄に特記した経費に対応する歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助金事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助金事業に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。